◎地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律

(平成二九年五月二四日法律第三六号)

一、提案理由(平成二九年四月一一日·衆議院総務委員会)

○高市国務大臣 地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報 システム機構が処理する事務の適正な実施を確保するため、機構について、役員の解任、 業務方法書、機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置等に係る規定の整備を行う とともに、当該事務について、機構処理事務管理規程、機構処理事務特定個人情報等の 安全確保、総務大臣による監督命令、機構保存本人確認情報の利用等に係る規定の整備 を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公共団体情報システム機構法の一部改正に関する事項であります。

まず、機構の代表者会議による理事長に対する是正措置命令について、法令、定款に 違反し、または違反するおそれがあると認めるときに行うことができることとしており ます。

また、機構の役員の解任事由について、職務に係る義務の違反等も含ませるため、組織法たる同法等違反、定款違反としているものを、職務上の義務違反に改めることとしております。

さらに、機構の業務における適正を確保するため、必要な体制の整備に関する事項を 業務方法書に記載しなければならないものとすること、そして機構に、機構処理事務特 定個人情報等の保護に関する事項の調査審議等を行う機構処理事務特定個人情報等保護 委員会を設置すること等の見直しを行うこととしております。

第二は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 一部改正に関する事項であります。

まず、機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、同法の規定により機構が処理する機構処理事務の実施の準則となる機構処理事務管理規程の制定を義務づけることとし、そして、機構処理事務管理規程の制定、変更については、総務大臣の認可を要するものとし、総務大臣による変更命令の規定を設けることとしております。

また、機構処理事務において取り扱う情報の適切な管理のため、機構に対し、機構処理事務特定個人情報等の安全を確保する措置の義務づけを行っております。

さらに、機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務に関する帳簿の備えつけ等及び報告書の作成、公表を義務づけるとともに、機構処理事務の 実施に関し、総務大臣の機構に対する監督命令並びに報告要求及び立入検査を可能としております。そして、帳簿の備えつけ等並びに報告要求及び立入検査に関し、不履行等 があった場合における罰則を設けております。

第三は、住民基本台帳法の一部改正に関する事項でありますが、機構が保存する本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二九年四月二一日)

○竹内譲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査 の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報システム機構が処理する事務の適正な実施を確保するため、機構について、役員の解任、業務方法書等に係る規定の整備を行うとともに、当該事務について、総務大臣による監督命令、機構保存本人確認情報の利用等に係る規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、去る四月十日本委員会に付託され、翌十一日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日、質疑を行い、これを終局いたしました。

質疑終局後、民進党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の共同提案により、政府は、機構の保有する情報を公開するための制度のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、 本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二九年四月一八日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

- 一 地方公共団体情報システム機構は、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として設立されたものであることに鑑み、総務大臣による監督権限の 行使に当たっては、その目的を達成するため必要かつ合理的なものとするとともに、 同機構の自主性及び自立性に十分配慮すること。
- 二 地方公共団体情報システム機構における情報の公開については、同機構が個人番号制度の基幹的な業務を担う法人として説明責任を全うする重要性に鑑み、その業務の遂行に関する情報の一層の公開が図られるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、速やかに適切な措置を講ずること。併せて、同機構を含めた地方共同法人の情報公開の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、情報公開制度の整備のため、法制上の措置を含め検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三 地方公共団体情報システム機構が管理・運営する情報システムについては、外部か

らの不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策に万全な措置が 講じられるよう十分な支援を行うこと。

- 四 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑かつ的確に図られるよう、同機構における自主的な取組を尊重しつつ、適切な支援措置を講ずること。その際、「天下り」とならないよう十分留意すること。
- 五 地方公共団体情報システム機構の運営に、地方公共団体の意向が適切に反映されるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、代表者会議の組織の在り方の見直しを含め、 地方公共団体によるガバナンスを抜本的に強化するための方策を検討すること。

三、参議院総務委員長報告(平成二九年五月一七日)

○横山信一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報システム機構が処理する事務の適正な実施を確保するため、同機構について、役員の解任、業務方法書、機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置等に係る規定の整備を行うとともに、当該事務について、機構処理事務管理規程、機構処理事務特定個人情報等の安全確保、総務大臣による監督命令、機構保存本人確認情報の利用等に係る規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、システム障害の原因と対応の問題点、機構のガバナンス強化による効果、マイナンバーカードの利用促進及び情報連携開始に向けた課題、機構の情報公開及び個人情報の保護等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二九年五月一六日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方公共団体情報システム機構は、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として設立されたものである。したがって、総務大臣による監督権限の行使に当たっては、同機構の自主性及び自立性に十分配慮し、必要最小限のものとすること。
- 二、地方公共団体情報システム機構は、個人番号制度の基幹的な業務を担う法人として 説明責任を全うすべきものである。したがって、同機構には業務の遂行など自らに関

する情報の一層の公開が求められ、これについては他の地方共同法人も同様である。 政府はこれらの地方共同法人の一層の情報公開が徹底されるよう、地方公共団体の意 見を踏まえつつ、速やかに法制上の措置を含め制度の整備のための検討を行い、必要 かつ適切な措置を講ずること。

- 三、地方公共団体情報システム機構の運営に、地方公共団体の意向が適切に反映されるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、代表者会議の組織の在り方の見直しを含め、地方公共団体によるガバナンスを抜本的に強化するための実効ある方策を検討すること。
- 四、地方公共団体情報システム機構においては、個人番号の生成、通知及び個人番号カードの作成等に加え、自治体中間サーバー・プラットフォームの地方公共団体への提供及び運用を行い、今後、マイナンバー法に基づき総務大臣が設置及び管理する情報提供ネットワークシステムと情報が授受されることから、これら業務が円滑かつ確実に実施されるとともに情報漏洩等が生じないよう必要な支援を行うこと。 右決議する。